

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人プライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

徳島県松茂町長

公表日

平成30年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律及び徳島県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①申請書や届出に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認 ③後期高齢者保険料の徴収、催告、財産調査、滞納処分 ④後期高齢者医療の資格確認、医療費給付</p> <p>これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	1. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) 2. 後期高齢者医療システム(以下「町システム」という。) 3. 中間サーバ 4. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
<p><標準システム> 資格業務ファイル、給付業務ファイル、賦課業務ファイル、収納業務ファイル</p> <p><町システム> 被保険者情報管理ファイル、被保険者資格記録管理ファイル、保険料管理(賦課)ファイル、保険料管理(収納)ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一第59項、並びに高齢者の医療の確保に関する法律第54条、等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二第80、82、83項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 Tel 088-699-8710
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 Tel 088-699-8710

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

